

瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について

1 制定の理由

現避難行動要支援者名簿の提供においては、原則として本人同意が必要となります。ただし、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書（名簿情報の提供）では、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」については本人同意を得ることなく、避難支援等関係者に情報提供を可能とすることを定めています。現在本市においては瑞浪市個人情報保護条例第9条第5号「実施機関が審査会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めるとき。」に基づき審査会に諮問した上で情報提供してきました。しかし、改正個人情報保護法（令和5年4月1日施行）施行後は、目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容されないこととなるため、これまでどおり情報提供できるよう本条例を新たに制定するものです。

2 条例の内容

現行と同様に、本人同意を得ることを要しない名簿情報の提供先（避難支援等関係者）について、以下のとおり定めます。

- ・ 瑞浪市消防本部
- ・ 瑞浪市消防団設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）に規定する消防団
- ・ 岐阜県警察
- ・ 瑞浪市の区域に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- ・ 社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会
- ・ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。）の実施に携わる関係者として市長が定める者

- 3 スケジュール 令和5年 1月 1日～ パブリックコメント実施（1/30まで）
令和5年 4月 1日 新条例施行（予定）